

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

ヨーロッパで進む体制的合理化の嵐 2

社会変革の防止がねらい 3

— 政党法の本質と背景(上) —

行革・総合安保戦略に抗する総反撃を 6

— 大平の遺産『近代を超えて』にふれて(一) —

◇資料と解説◇

ソ連のロスアンゼルス五輪不参加決定の背景 10

資料1 ソ連五輪委員会「五月八日」の声明

資料2 ソ連五輪委員会「四月九日」の声明 11

協定は生きている 13

— スタンの仲間のたたかいから —

配転・首切り合理化をめぐる情勢(一) 14

編集部だより 9

読者からのたより

各単産定期大会日程 18

刊 旬 社 会 通 信

NO. 231

一九八四年六月一日

一九八四年六月一日

(毎月一日・二日・三日三回発行)

■巻頭言■

ヨーロッパで進む体制的合理化の嵐

イギリスの炭鉱ストは一〇周目に入り、当初の「二万人人員削減反対」「二〇炭鉱閉鎖反対」のたたかいから、サッチャーが八〇年以來おし進めてきたストライキ規制をめざす「労使関係規制法反対」のたたかいへと総労働と総資本の全面対決の兆しをみせている。西ドイツでもDGBが「週三五時間労働」を求め、傘下組合のなかでも、もっとも強い結束力をもつIGメタルがストライキに突入した。ここでも、全面的な労資対決に発展する様相を色濃くしている。すでにイタリアではインフレを年間一〇％に抑制するために、インフレ手当を年平均三二万リラ（約三万円）削減しようとする「スカラ・モビレ」の廃止を意図する社会党を首班とする政府とそれに真向から反対する共産党、CGILとの間に長いたたかいがつづいている。

社会党が政府党をなすフランス、スペイン、ポルトガルでも鉄鋼、造船、炭鉱労働者のストライキはさらに拡大する傾向をみせている。これら社会党政府でも、失業、経済の停滞にもとづく国際競争力の低下、国際収支の悪化、軍拡、財政危機から、体制的合理化が進められているからだ。フランスでは三月、「主要産業構造改革計画（第九次経済社会開発五ヶ年計画）」が発表され、①鉄鋼では八八年までに二一三万人の労働者を削減すること、②石炭では一九九〇年までに一万七千人から二万七千人の削減、③造船でも五千人削減が明らかにされたからだ。これによって、ミッテランは教育改革、EC問題と密接に関連する農業問題等、政府危機ともいえる局面に直面している。ゴンサレスのスペインも同様だ。昨年提起され緊急政令で実行に移されつつある「再工業化法案」は一九八六年をメドに五一七万人の人員削減を計画しているからだ。スペインでは(1)ゴンサレス政府への期待がいぜんとして強いこと、(2)まだ保守政党が社会主義労働者党に対抗する力をもっていないこと、(3)スペイン共産党がカリリョによって強引に持ち込まれた「ユーロコミュニズム」の路線問題から四分五裂におちいり、全国政党の態をなさなくなったこと、(4)産業再編成策が独占の支持を得ていること等もあって、フランスのような危機的様相は呈してはいない。しかし、ここでも近くフランス、イギリス、西ドイツのような状況を示すことは必至である。ベルギーでも①賃金の物価スライド制停止、②今後三年間勤労諸社会層の購買力、社会給付を二％引き下げる、③教員の週労働時間を一時間延長するといった政策によって、政府への批判が強まりつつある。

ヨーロッパにはこの他、レーガンの軍備拡大政策にもとづく中距離核兵器の配置問題が、とりわけオランダで大きな政治問題に発展する傾向をみせており、経済、社会、政治的諸矛盾の発現と、労働者階級の抵抗闘争の拡大は予断を許さない状況だ。

ヨーロッパ諸国に「体制的合理化」の嵐が吹き荒れている理由は何か。経済の停滞からくる失業の増大、それにもかかわらずおさまりをみせることのないインフレが、財政を圧迫していること、さらに重要な要因は、日本との経済競争にせまられていることだ。経済競争にうちかつたためには「合理化」をおし進める以外にない。だが、「合理化」は労働諸条件を悪化させる。労働組合はこれに反対する。そこで、労働組合の力を弱めることを中心に、今、ヨーロッパでは「体制的合理化」運動が進行し、それに反発して労働者のたかがわきたちはじめているのだ。

社会変革の防止がねらい

— 政党法の本質と背景（上） —

政党法制定の動きが急である。中曽根首相が、今年一月の自民党大会で「政党的な在り方を含めて法制上の諸問題を検討する」との運動方針が採択されたのに呼応し、政党法の検討を強く自民党に指示したからである。三月七日の衆院政治倫理協議会で、自民党の小沢一郎座長は、①まず「政治倫理綱領」、ついで「懲罰対象の拡大」について勉強を始める、②政党法制定についてはその後取り上げる、と報告した。参院政治倫理協議会でも同様の動きがある。

すでに自民党内では、昨年の参議院選挙に比例代表制がとりいれられたことと並行して、党内の「党基本問題運営委員会」「党改革推進本部」の合同世話人会（田村元座長）で、政党法の検討が進められていた。昨年五月には「政党法要綱」（吉村私案）がまとめられている。

政党法は戦後何度も導入が検討されてきた。しかし、それは政党を支配者階級の意にそって規制しようとする危険な反動的な法律ゆえに、今日まで日の目をみる事がなかったのである。「戦後政治の総決算」を掲げる中曽根内閣は、行政改革の攻撃をつうじ。労働者、勤労国民の搾取と収奪を強めるとともに、その必然的な反抗を抑えるため、国家権力の再編、強化を急いでいる。いわゆる「教育臨調」も、政党法制定も、その流れの一環である。

もし政党法が制定され、吉村私案のいう「革命の防止」が「政党的な寄与」とされるなら、日本社会党のめざす平和革命による社会主義社会の実現もなくなるであろう。その意味で、事の重大さに比して社会党全体の政党法制定阻止の宣伝、煽動や取り組みは立ち遅れている。今後、自民党の動きが本格化するにつれ、反対の運動も大きくなるであろうし、反対運動を活性化しなければならないが、そのためには政党法のもつ危険な狙いを明らかにすることが必要である。

政党法再浮上の背景

戦後日本において、政党法案が浮上したのは、大きく分けて三つの時期があった。第一は敗戦直後の時期、第二は五〇年代半ばから六〇年代半ばにかけての時期、第三が今日の時期である。

八〇年代の今日に、政党法が再浮上してきた背景には、資本主義の基本矛盾の深化、拡大がある。資本家団体の中核たる経団連は、日本経済の現状について次のような認識を述べている。「現在、日本経済は、世界的な不況の中で低成長を余儀なくされ、また行政の肥大、財政の不均衡や産業構造の歪み、内外両面にわたって多くの困難な問題に直面している。……加えて、一層憂慮すべきことは、……日本経済の先行きについての不透明感が蔓延し、それが経済活動を委縮させていることである」（報告書「一九八〇年代を通じる日本経済の課題」八三年二月）。彼らのそれになりたいする三つの克服策が行政改革、産業構造の転換、そして海外進出である。

行革攻撃は国鉄、郵政等の五九・二合理化に象徴されるように、これまでの常識をこえた首切り、配転、労働強化、賃下げをもたらした。民間部門では、重化学工業から、マイクロー・エレクトロニクスや新素材産業等を基盤とする産業構造への転換にともない、第二次減量経営が進行している。現に失業者は政府統計ですら一七二万人、三・〇%（八四年三月）を数え、企業倒産は年間一万九千件にも達する。賃下げは続いている。

行革はその意味で、体制的合理化の今日的表われであり、国家権力の再編、強化を目指すものである。この独占資本の支配体制の強化は、職場における処分、弾圧、専制的支配から司法、立法の反動化に至るまで、全社会的に進行している。その一例として、「国家行政組織法改正案」の通過により、国家は、国会の審議を経ずに、すべての機構改革が自由におこなえる全権を手にいれた。その結果、これまで「有事体制」づくりの一環として進められてきた防災訓練の集約として国土庁に防災局が設置された。

さらには、一九七五年の政治資金規制法の「改正」が、選挙公営の拡大等、政党法の機能を一部代替したことや、八二年の公選法「改正」による参議院全国区への拘束名簿式比例代表制の導入が、政党法への地ならしの役割を果たしていることも見逃せないであろう。

自民党の吉村私案も、政党法制定の理由として「比例代表制の下では、選挙人は投票に必要となり、政党法を設けて、政党の存在、性質、地位を法的に保障することが要請されるようになった」と述べているのである。

吉村私案の問題点

政党法のもつ最大の問題点は、政党のあり方、目的、内部秩序等を法律で規定し、この枠に入らない政党を排除、禁止していかうとするところにある。それによって、政府・独占資本は資本主義体制の維持、延命をはかる法的手段を手に入れることになる。

吉村私案は、「政党法の制定は、早かれ遅かれ、民主制国の辿るべき道程と思われる」と述べているが、今日、政党法の存在する国は西ドイツ、「韓」国、トルコ、アルゼンチン、ブラジル等、数ヶ国しかない。西ドイツを除き、他は軍事政権かアルゼンチンのように最近まで軍事政権であった国々である。そこでは、国民の権利は制限され、独裁的支配がひかかれている。発達した資本主義国で政党法が存在するのは、事実上西ドイツのみといつてよい。吉村私案は、西ドイツの先例にならっているようであるが、後者の検討に入る前に、私案の問題点をみておこう。

(1) 政党の寄与について——第一の問題点は政党の性格規定とその寄与である。吉村私案の「三、政党の定義および寄与」の中では、政党は「責任政治の実現」「革命の防止」に寄与するものとされている。一項の「政党法制定の理由」にも「民主政治の健全な発達がうたわれている。

これだけを見ても政党法のもつ危険性ときわめて大きな問題点が明らかになるであろう。自民党や独占にとって「不健全」とは何か。それはとりもなおさず、資本主義体制に反対する政党とその中心勢力たる労働者階級の発達である。

日本の野党のなかで日本社会党と共産党はその道程は異なわれ、社会主義社会の実現を

綱領のなかで掲げている。民社党は、だいぶ右傾化したとはいえ、綱領の立場からいえば「民主社会主義」をめざした政党である。公明党は「人間性社会主義」を掲げている。その意味で、この条項は、西ドイツのボン基本法第二十一条二項の政党禁止規定のように、反対政党を排除あるいは非合法化することにより、支配の安定を図ることができる。

(2) 政党の要件について——第二の問題点は、政党の要件を厳しくし、小政党や税金党、福祉党等のいわゆる「専門店」的政党の排除と新規結成が困難にされていることである。具体的要件としては、①真近の衆院選の得票率および②真近の参院選の得票率の他、③所属国会議員が三十五人、④新政党の設立に有権者十万人以下の連署のいずれか一項を満たすこととされている。さらに、「政党はこの法律に定める政党の定義に該当し……この法律によって設立される政党委員会に届出てその承認を得なければならない」というのである。

(3) 内部秩序規制について——吉村私案の第三の問題点は、党則等についての規定を含む他、「政党の発行する機関紙、定期刊行物、その他一切の出版物」を発行の都度、政党委員会に提出を義務づけたことである。これによって、出版や機関紙活動等にたいする国家権力の介入につながる危険性が生じる。

従来の政党法案にあった党員名簿の公開はこの案では見られない。しかし、政党はすべての収入につき、「その出所、その種類、金額」を政党委員会に報告、公表することが「五、政党の資金および会計」で義務づけられれば、同じ効果をもつものとなる。

(4) 国庫補助について——第四の問題点は、本私案は、政党への国庫補助について、これまでの試案とは異なり、初めて具体的にその内容を示したことである。国庫より各政党へ支給すべき補助金は、①基本的補助、②政治教育活動、③調査・研究活動の三つの柱からなりたっており、すべて国会議員一人当り〇〇〇円（金額未定）で支出される。

政党への国庫補助は、西ドイツでも一度違憲とされた問題をもつものである。それは、資金供給をつうじた政党の体制内化の手段ともなりうる。

(5) 政党委員会について——最後に、政党を管理する主体たる政党委員会についてふれておこう。政党委員会は、十人の国会議員、五人の学識経験者から構成されるとあるが、その構成は実際は自民党勢力が多数派を握るようになっていた。それは、国会議員は政党の議員数に応じてであり、学識経験者委員は、衆議院議長の依嘱だからである。この委員会が、第(2)項で述べたような政党の資格要件にかんする実質的判定権を与えられているのであるから、きわめて問題は大きい。

このように政党法は、吉村私案に見るまでもなく、直接、間接に政党が「革命の防止に寄与」するように法制的な力を働かせるものであり、現在の独占資本支配の維持を企図した反動的で危険な法律である。行革攻撃をつうじ、社会党・総評を中核とする労働者階級の抵抗がなくされ、政党法をつうじた反対政党の体制内化と排除が進んでいけば、憲法改悪もファシズムへの道もはき清められてしまうことになる。

政党法をもつほとんど唯一の帝国主義国たる西ドイツは、その点でも先例を示しており、資本主義国の一典型となっている。そこで次に西ドイツの政党法をみてみよう。

(つづく)

行革・総合安保戦略に抗する総反撃を

— 大平の遺産『近代を超えて』にふれて(一) —

(1) 資本主義延命策の一環としての行革

八一年以降、労働運動は臨調行革に押しまくられ、公務員削減、賃上げ抑制、福祉切り捨ての攻撃に効果的な反撃をできていない。行政改革そのものの狙いが、鮮明に暴露されていないために、「国家財政の赤字解消は天の声」だとする政府・独占の攻勢に対抗できないのである。

たとえば、五九年度予算案において、防衛費が六・六%も増額されることには、多くの人が反対しているが、政府開発援助がそれを上回って、九・七%も増やされることへの非難の声は少ない。自民党はそれも総合安全保障の一環と位置づけているにもかかわらず、である。政府開発援助(ODA)というのは、発展途上国への無償、または低利の援助という形をとってはいるが、実際には民族解放闘争への防衛費であり、帝国主義同盟の会費とでも言うべきものである。

ようするに、独占資本の戦略の全体像が暴露され、鋭く批判されないまま、直接に身にふりかかる火の粉だけ避けようとするために、闘争が分裂的で迫力を欠いているのである。個々の行動は直接の攻撃への抵抗が土台にならなければならないのはいうまでもないが、諸闘争を結びつけ、相乗的な効果を強めるためには、敵の戦略を明らかにする必要がある。その戦略は大平内閣の時期に練りあげられ、独占資本の陣営で意志統一された。『近代を超えて——故大平総理の遺されたもの』という、それらしくない題名の本に、その過程がのべられている。

筆者は、大平元首相の首席補佐宙をつとめていた者で、大蔵省の官僚である。書かれている内容は、大平元首相が日本資本主義の延命策としての長期方針をまとめるために組織した、九つの研究グループの報告書の要旨である。この研究グループが、行政改革、総合安全保障という、その後の自民党政治の基本となる構想を体系化したのである。

(2) 体制側の危機意識が出発点

七〇年代の前半、労働運動の高揚、自治体選挙における革新勢力の前進を足場にして、社・共が国会内でも力を増した。IMF体制の崩壊以後、世界の資本主義が動揺を続け、日本でもインフレ、石油危機による混乱が暗い影を投げかけていた。独占資本は真剣に日本資本主義の前途を心配しはじめた。とくに、自民党単独政権の維持は、困難であると予測しはじめた。

日経連は、七四春闘における六〇〇万人のストライキ参加、三二・九%の賃上げという「敗北」を総括して、『大中賃上げの行方研究委員会報告』(それ以後毎年だされ、今は『労働問題研究委員会報告』という)をだして、春闘の抑え込みをはかると共に、労働組合への介入を強めた。「自由国民連合」の旗印のもとに、地域での保守的住民組織の育成がすすめられた。国会内では、中道諸派の抱き込みを策し、また同時に、社公民路線をと

なえる社会党右派を支援して、七七年の反協会攻撃をうながした。

その頃、「地方自治体財政危機」を煽りつつ、「バラマキ福祉批判」の世論工作が行なわれていた。「先進国病の克服」というキャンペーンが、マスコミをつうじて巧みに展開された。すなわち、労働運動が強くなり、社会保障が充実すると、必死で働かなくとも生活を守る労働者はなまけ者になり、社会は活力を失う。しかも、重税、国家予算の赤字で政治もゆきづまる、というのである。「斜陽」のイギリスや長年の社民党政権下で経済発展が停滞する北欧の「福祉国家」が、その典型とされた。

他方、ベトナム侵略に失敗したアメリカ帝国主義の威信の低下はいちじるしく、世界政治における力関係は大きく変化した。右のような背景のもとに、独占資本の研究機関を集めた「総合研究開発機構」なるものが組織され、「国際環境の変化と日本の対応——二一世紀への提言」(略称、NIRA報告)のいう報告書が提出された。この中味が、総合安全保障論である。日本の国家を防衛するためには、軍事力だけでなく、大規模地震をはじめとする災害にも備えた危機管理体制、石油をはじめとする資源の安定的確保、そのための諸外国との関係の強化(民族解放闘争を防ぐため発展途上国への援助や文化交流)、国内反体制勢力への対処、等々の総合的な対策がとられねばならない、という主旨である。そのため、各人が有事に備えて収入の一部を保険にまわしておくように、国家もGNPの3%ほどの費用を、恒常的に支出しておくべきだとの結論が提言されていた。

このNIRA報告の内容をふまえて、大平内閣のもとに、さらにそれを具体化する研究グループがつけられた。文化の時代研究グループ、田園都市構想研究グループ、家庭基盤充実研究グループ、環太平洋連帯研究グループ、総合安全保障研究グループ、対外経済政策研究グループ、文化の時代の経済運営研究グループ、科学技術の史的展開研究グループ、多文化社会の生活関心グループ、の九つである。その研究報告の大部分は、大平が急死した後に加された。だが、大平政治を忠実に継承することのみを念じた鈴木内閣に、それは引き継がれた。中曽根が首相になっても、独占資本に後押しされた自民党の基本方針は変わっていない。中曽根の言動は、表面は派手であり、個性をだしているようにみえるが、財界、官僚にパイプが細く、優れたブレインを持たない中曽根は、基本政策においては大平政治を延長するほかないからである。

(3) 大平指導下の研究グループからの「提言」

大平は、他の自民党政治家に比べて、はるかに老練であった。各研究グループに対して「反自民、反権力であって結構です」と言っていたさうである(『近代を超えて』上巻一三ページ、以下、同書からの引用は上巻、下巻とのみ記す)。もちろん、本心から「結構」であったのではなく、そういう態度で反自民、反権力の勢力を抱き込んでいくとうのである。これは、大平が「部分連合」を提唱して野党を手なづけようとした発想と同じである。目先の、自民党の勝利だけしか考えられない他の政治家に比較して、はるかに大きかったのである。

結果として、この大平政治に示された独占資本の手法は、資本主義体制維持のための政治的基盤を、厚くすることになった。労働組合の大勢も、中道諸党も、進歩的文化人と称

する人々も、意識的であるか否かは別として、体制維持勢力に統合された。ついでに付け加えておくが、「おしん」の作者である橋田寿賀子も、家庭基盤充実研究グループのメンバーであった。

首相になってから始めての国会演説で大平は、次のようにのべた。「戦後三十余年、我が国は、経済的豊かさを求めて、脇目をふらずに邁進し、顕著な成果を収めてまいりました。それは、欧米諸国を手本とする明治以降百余年にわたる近代化の精華でもありました。今日、我々が愛している自由や平等、進歩や繁栄は、その間における国民のたゆまざる努力の結晶にはかなりません。

しかしながら、我々は、この過程で、自然と人間の調和、自由と責任の均衡、深く精神の内面に根ざした生きがい等に必ずしも十分な配慮を加えてきたとは申せません。今や、国民の間にこれらに対する反省がとみに高まってまいりました。

この事実は、もとより急速な経済の成長をもたらした都市化や近代合理主義に基づく物質文明自体が限界にきたことを示すものであると思います。いわば、近代化の時代から近代を超える時代に、経済中心の時代から文化重視の時代に至ったとみるべきであります」(上巻二ページ)。

「物質文明」の上にあぐらをかく自民党の、派閥の親玉に似合わせ演説だが、実は、これが現在の行政改革の布石になっているのである。すなわち、欧米諸国にはもう追いついて、「近代化の時代」には到達したのだから、「先進国病」を克服して、「近代を超える時代」に進まねばならない、と。

大平の国会演説には、次のようなくだりもあった。「行政は国民のものであり、国民の活力の活発な展開を促すことが行政の任務であることに思いをいたせば、行政は簡素で効率的なものでなければなりません。……時代の要請に適さなくなった制度や慣行は、不断に見直しを行い、行政機構や定員の抑制と合理化は、一層進めなければならないと思います」(下巻三八六―三七七ページ)。

こうした大平の意を受けて、文化の時代の経済運営研究グループは、以下のように報告書をまとめた。まず、欧米と日本の社会の転換を促す要因として、三つの視点をあげている。

- (1) 「豊かな社会」をもたらした有効需要管理政策と福祉国家政策は、さまざまな困難に直面し、政府部門の肥大化が、先進国の経済的活力の低下を招いている。
- (2) 「先進国病」は経済面だけでなく、政治、社会面にも及んでいる。
- (3) 欧州諸国と日本の経済力向上、米国の地位の相対的低下にみあう、国際経済秩序を構築しなければならない。(『報告書』三五―六ページ)

その視点で、いろいろと分析をした後に、九点の提言を行なっているが、その最初が「行政改革」である。

提言 文化の時代に即し、行政の総合性、効率性、開放性を高めるため、次の改革を行う。

- ① 総理大臣に直属する総合的な政策企画・調整組織の創設
- ② 行政組織および行政事務の改革(省庁・部局の再編成、行政事務の整理・縮減、中央・

地方の事務分担の再編成)

③情報と人事の交流の強化と開放化(『報告書』一一七〜八ページ)

他の八項目も、直接・間接に行政改革にかかわるものである。そしてこの諸報告は、鈴木、中曽根という歴代の首相の手で、実行に移された。行政改革の実行にあたって、土光前経団連会長という首切り合理化の権化を旗手にしたことにより、一段と大がかりな体制側の運動になった。

この経過をみればわかるように、行政改革というものは、単なる国家財政の再建策ではなく、数年間の準備を経て組み立てられた、体制側の資本主義延命戦略の一環だということである。しかも、「反自民、反権力で結構」と、幅広く人材を集めて論議された構想である。だから、開始の時点ですでに独占資本陣営の意志統一は固まっており、財界を中心に、強力な「臨調応援団」ができていたのである。一内閣の業績のためでなく、国家秩序の再編成をめざす闘争が、支配者の側からしかけられたと、いわなければならぬ。

したがって、「国民のための行政改革」を対案としてだそうなどという小手先の対応が問題にもならないのは当然である。事実、この三年間、どのような対案もまともな議論の対象にされたことはなく、ただ一方的に、臨調を中心とする政府・独占の攻勢に、後退を重ねたのである。後退しただけでなく、たたかうにしがたがって、戦線が分断されているのである。この点で、われわれ自身の主体的な総括が行なわれなければならない。(つづく)

◇ 編集部だより ◇

▽スタンの仲間から便りが寄せられました。彼らは、本誌に示された「きびしい」状況のもとで、明るい展望を失わずたたかい続ける決意を示しています。

▽「たたかい続けるために」と家族、地域の仲間との団結づくりも活発におこなっています。

▽大労組の仲間たちがぜひ学ばなければならぬことです。

▽明日、五月一六日には総評の拡大評議委員会が開かれ、今年の総評大会の素案が事務局長から示されます。総評はどこへ行くのか? 従来にも増して今年の総評の方針と大会は注目されます。

▽本誌で紹介していますように、読者の仲間から多くの投稿とおたよりが寄せられています。編集子にとって、これにまさる喜びはありません。ご批判、ご要望、ご意見を寄せて下さい。あわせて本誌を仲間ひろげて下さい。一部半年二四〇〇円(郵送料込)でお手元に直送いたします。

◇ 読者からのおたより ◇

この情勢下で「流れに抗して」というコトバがピッタリするような、「社会通信」です。それはやがて本流になるでしょう。

(新潟・Y)

◇資料と解説◇

ソ連のロスアンゼルス五輪不参加決定の背景

ソ連オリンピック委員会は、五月八日、「米国当局の直接の放任のもとで、さまざまな過激派の組織とグループが行動を活発化し、ソ連代表団の滞在とソ連選手の出場にとって、耐えがたい条件」がつくりだされているとして、ロスアンゼルス・オリンピックへの参加が不可能になった旨の声明を発表した。

資料②で示した四月九日の声明においても、ソ連オリンピック委員会は、この危険を表明し、是正をせまったのにたいし、アメリカ当局が「反ソ・ヒステリー」の行為を中止しなかったのがその理由である。

マスコミはいつもので、この声明にたいして、(1)モスクワ五輪への報復、(2)レーガンの大統領再選をねらったもの、(3)INF交渉へのシッペ返し等々、ソ連がいかに「執念深い」国であるかを描こうとしている。責任はすべてアメリカにあるというのである。

この問題を契機に、またぞろ「ソ連脅威論」が宣伝されることは間違いない。スポーツに政治を持ち込んだ、KALを撃ち落としたほどの国だから報復などは当然、と。

ソ連脅威論のパターンは決まっている。そしてその手口には本社ですでに発行し好評を得ている「ソ連脅威論の虚構」で明らかにされている。この機会をつうじて、「ソ連脅威論」がいかに虚構にすぎないか、本書を参照していただきたいと思う。

資料1 ソ連五輪委員会「五月八日」の声明

ロサンゼルス五輪不参加を決定

反ソ・ヒステリーを宣伝

ソ連五輪委員会(ソ連NOC)は、ロスアンゼルス市の第二三回五輪大会をめぐる情勢を全面的に分析し、ソ連スポーツ代表団の大会参加問題について検討した。

周知のとおり、一九八四年四月一〇日付けの声明で、ソ連NOCはロスアンゼルス五輪組織委員会による五輪憲章の乱暴な違反と、米国当局の放任のもとに米国反動層が展開している反ソ・キャンペーンに関連して重大な懸念を表明し、国際五輪委員会(IOC)にこの状況の検討を要請した。

四月二四日の会議でIOCは、ソ連NOCの立場が正当かつ根拠のあるものであることを認めた。

しかし、米国当局はIOCの意見を無視して、もっぱらロスアンゼルス五輪組織委員会の権限に属する諸問題に干渉し続けている。周知のように、今回の五輪大会準備の当初から、米国政府はこの大会を自己の政治目的のために利用する方針をとった。米国内では排外主義的気分がたきつけられ、反ソ・ヒステリーがおおられている。

米国当局の直接の放任のもとで、さまざまな過激派の組織とグループがとくに行動を活発化し、ソ連代表団の滞在とソ連選手の出場にとって、「耐えがたい条件」をつくり出すことを公然とその目的に掲げている。ソ連に敵意を抱く政治デモが準備され、ソ連NOC、

ソ連選手と役員にたいし肉体的制裁の露骨な脅しが盛んにおこなわれている。反ソ、反社会主義組織の頭目たちと米当局者が会見し、彼らの活動はマスコミによって大々的に宣伝されている。このキャンペーンを正当化するために、米当局と五輪組織委員会はさまざまな法律を持ち出している。

最近、ワシントンは五輪憲章の規則を順守する用意があると確言している。しかし米国内側の実際の行為は、米国内側が全スポーツマンの安全を保障し、彼らの権利と人間の尊厳を尊重し、大会施行のための正常な条件をつくり出す意図のないことを物語っている。

五輪憲章にたいする米当局のぶしつけな態度、五輪運動の理想と伝統の乱暴な侵害は、五輪運動の破壊に直接向けられている。これまで明確に現われていたこの路線は、今も進められている。

大会参加は不可能だ

これらの条件のもとでソ連NOCは、第二三回ロサンゼルス五輪大会へのソ連のスポーツマンたちの参加が不可能であると声明することを余儀なくされた。それ以外の行動を取ることは、米当局と大会組織委員会の反五輪的行動を承認するのに等しいだろう。

そのような決定をするにあたり、われわれは決して米国の世論を傷つけ、われわれ両国のスポーツマンを結びつけている善良な感情を曇らせたいとは思っていない。

ソ連NOC、わが国のスポーツ諸団体は、今後もIOOC、各国NOC、国際競技連盟、国際スポーツ記者協会の、国際五輪運動の強化に向けられた努力を支持し、国際五輪運動の純粋さと統一の保持のためにたたかうだろう。

資料2 ソ連五輪委員会「四月九日」の声明

守られていない五輪「憲章」

レーガンは憲章の伝統と規約に違反

ロサンゼルス市(米国)での第二三回五輪の開催までありますところ三カ月余となった。各国五輪委員会が自国の五輪参加決定を下すべき期限がますます近づいてきている。

レーガン米大統領は、米政府が五輪憲章の伝統、規約、条項を守るといふ書面による保証をIOOCに提出した。しかし、事実が示すとおり、それらの義務と一連の重要問題に関する保証は履行されていない。米政府は、選挙前の五輪を自分たちの利己的、政治的目的に利用しようとしている。

米国ではソ連の五輪参加に反対する広範なキャンペーンが展開されている。さまざまな反動的政治グループ、亡命者グループ、宗教グループの団結が反五輪の基盤で生じている。たとえば、ソビエトを禁止する、連合がつけられ、米国の公式機関の支持を受けている。ソ連その他の社会主義諸国の選手と役員にたいして、肉体的制裁や挑発をおこなうという露骨な脅しがかけられている。ソ連選手団の五輪参加が米国の安全を脅かすとかいう中傷的な主張が広められている。

それはすべて、憲章の伝統と規約に完全に反している。憲章には五輪運動のもつ目的のようなのが次のようにうたわれている。「スポーツを通じて青少年によりよい相互理解と友好の精神を培い、それによってよりよい、より平穏な世界の創造を促進する」。人種

的、宗教的、政治的理由によるいかなる差別も、国にたいするものであろうと個人にたいするものであろうと許されていない。

選手団の安全への危惧

周知のとおり、五輪開催国は各国選手団の完全な安全を保障する責任を負っている。現在ロサンゼルスにつくり出されている状況は、とられている措置の効果を疑わせるものだ。米国の新聞雑誌の報道によれば、五輪開催中に市内での政治的なデモや集会の実施が準備されており、すでに現在、社会主義諸国を攻撃する内容のスローガンやプラカードが掲げられているという。選手の市民的権利が侵害され、その尊厳が傷つけられるかもしれないとの危惧が強まっている。

自由欧州放送の代表を大会で公認しようというもくろみは警戒せざるを得ない。周知のとおりこのラジオ局は、米諜報機関から資金を受け、社会主義諸国民にたいする破壊活動をおこなっている。これは五輪憲章五一条に直接違反するものだ。

五輪憲章五九条によれば「五輪の身分証明書は、その所有者の身元を確認するものであり、五輪開催国の国境通過を許可する文書である」。こうした規定はモントリオール、モスクワ、サラエボの五輪では有効だった。しかし本年四月はじめにソ連NOCは、ビザ取得のためにモスクワ米国外使館に選手団の全メンバーのリストを提出するように、との通告を受けた。その際米国外使館は、同大使館が好ましくないとみなす人物にたいし入国許可を発給しない権利を留保し、それはすでに実際に適用されている。周知のとおり、先ごろ米国務省は、五輪組織委員会が認めたソ連NOCの五輪アタッシュにたいするビザの発給を拒否した。国務省が、ロス五輪組織委の行動をつねに「修正」し、問題によっては同組織委を代行することを自らの権利とみなしていることが明らかになってきている。

このように、昨年一二月にソ連NOCとロス五輪組織委の間で結ばれた協定の遂行は、米国務省のせいであやういものとなっている。

「五輪」の商業化にも懸念

世界世論は、ロサンゼルス大会のとめどのない商業化にたいしてもすでに以前から懸念を表明している。五輪を手段とするカネ儲けがまったく醜悪な形をとっている。事態は、聖火を商業目的に利用することを禁止している五輪憲章六二条が乱暴に侵害されるまでになっていた。ロサンゼルスの物価上昇は抑制されておらず、多くの伝統的に無料のサービスにここでは大金が取られる。

五輪憲章の違反や、政府の黙認のもとで米国防動層が展開している反ソ・キャンペーンは、異常な事態をつくり出している。そこでソ連NOCは、ロサンゼルス五輪を前につくり出されている状況をIOC緊急理事会で早急に検討し、五輪憲章の厳守や、五輪の参加者と来賓のしかるべき安全を保証する効果的措置の採択を米国側に求めるよう、IOCとサマランチIOC会長に要請する。

ソ連NOCは、各国NOC、国際競技連盟、世界のスポーツ界にたいし、五輪運動の原則と理想の擁護に力を合わせ、大会を世界のすべての国の国民の平和と友好の祭典としておくことに全力を尽くすよう訴える。友好と相互理解、思いやりの精神は、つねに世界のスポーツマン同士の関係の基盤となってきたのである。

協定は生きています

― スタンの仲間のたたかいから ―

スタンダード靴には十年前まで六百名をこえる仲間が働いていた。一九七七年には首切り合理化で多くの仲間がクビ切られた。それ以来、定年退職、結婚退職で欠員を生じてもだれ一人採用もされず、今では三百名を割る状況だ。そこに八三年九月、会社は二一三名もの大量首切りを提案し、五月二日には「協約」まで破棄する態度にでている。国労や公労協、公務員組合にかけられたのとまったく同一の攻撃である。このなかでたたかうスタンダード靴労組の仲間のたたかきを、機関紙「瓦版」(八四年五月九日号)から報告する。

会社の一方的なきたないやり方で、協定が五月二日で表面的に破棄された。この状態について職場で今後どうなるのだろうか、もう首切りには反対できないのかなど、心配の声を耳にする。しかし私たち組合は破棄を認めたくはないし、協定がある、ないにかかわらず、首切りには絶対反対である。このところは、きちんと皆んなで確認しておきたい。

協定は、昭和四三年の大阪工場閉鎖闘争のとき取りかわした「同意約款」、五二年の二七一名首切り反対闘争の時、取りかわした「今後いっさい希望退職を含む人員整理は行なわない」など、工場閉鎖や首切りという資本主義の非人間性、もうけのためには労働者の犠牲はやむなしとする、資本家のやり方に抵抗し、その終結時に取りかわしたものであり、労使間の憲法である。

「これほど立派な労使協定をもっている組合は少ない」といわれるが、この協定をとりかわしたときの団結力が今もあれば、十分会社とケンカはできる。しかし、もしそれがなければ、それはただ絵にかいたモチ、ただの協定にすぎないのである。

ただし、現在会社の六項目協定破棄は、会社が一方的に言っているだけであり、協定は合意事項であり、協定として生きています。

ヤマト商事問題をはじめ意図的につくり出された赤字を理由に、大和銀行出身の社長や重役が大和銀行のもうけのために、私たちの首を切るといふ。そして会社団交員も、会社のためにやめていただきたいという。

私たちはもうけのために労働者の首を切っても、あたりまえという考え方を許すわけにはいかない。

親資本、大和銀行とスタン経営者に対する怒りを大きく、強くし、一人の首切りも許さない！ ため、さらに団交を強め闘い抜こう。

教育臨調と闘う活動指針を活動家たちが提起

今、教育荒廃の風が吹きあれている。自民党と独占が進めた教育政策(中教審路線)の結果である。教育臨調とは臨調・行革の(教育版)であり八〇年代後半の教育再編と日教組攻撃、そして改憲にむけた国民統合政策であり、彼らの一大国民運動にはかならない。

●特集／教育臨調に抗して

- 第5号／教育臨調構想をめぐる情勢と日教組の闘い、教育労働者は「教育荒廃」にどう立ちむかうか、雇用平等法の情勢と闘い
- 第6号／教育労働者への提言、反マル生、反行革闘争の教訓、日教組への期待、自民党・独占の教育臨調のねらいと本質、教育臨調と闘う日教組運動の現状と展望

〈購読注文方法〉
年間4冊分1,500円／誌代前納制
誌代は郵便振替口座・東京2-1368
又は現金書留で送金してください。

教育労働運動通信
〈編集委員会〉

連絡先＝社会通信社
東京千代田区飯田橋4の4の8
朝日ビル401号(電)261-7079

配転・首切り合理化をめぐる情勢(一)

強まる配転・首切り合理化

「転勤族」という言葉がマスコミで使われはじめています。転勤による「単身赴任」が社会的矛盾として大きく表面化してきたからです。昨年十二月に単身赴任の日本銀行青森支店長が自殺、今年一月十一日には、埼玉県から宮城県へ単身赴任していた「エリート・サラリーマン」の家族が、「男としてだけ生きるのなら、一人で生きていくべきだ。家族は必要ない」との遺書を残して心中したのです。マスコミですら、「転勤に当たって、たいていの人が住宅と子どものことで悩む。高齢の親や病気の家族の世話に困る場合もある。最近では、とりわけ、子どもの教育のために単身赴任する人が多くなった。行政管理庁の調査では、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡などの転勤者約千百人のうち六割に近い人が子どものために家族と別居していた。高校生の子どもを持つ人の場合は単身赴任率は七五%にもなる」と報じています。

配転による単身赴任が社会問題となってきたのに対処して、文部省は高校転入学について、転入学許可の特別定員枠を設定し、年間の試験回数も三回程度まで増やすとする方針を定めました。矛盾を少しでもおおい隠そうという小手先のやり方です。そして他方では、「公務員や企業の勤め人には転勤はつきもの」「職のない人もいるというのにせいதாகだ」とマスコミに宣伝させています。

しかし単身赴任は、配転が生み出す矛盾の一つでしかありません。配転は、資本主義的合理化が必然的に生み出す労働力の再配置であり、資本・当局の要求する労働力の質にもとづく労働力のスクラップ・アンド・ビルドであり、また、労働者を支配していくための基本的方策でもあるのです。そして、単身赴任が社会的問題となっていることは、とりもなおさず、資本主義的合理化の広さと深さがかつてないものとなっていることを示しています。

昨年(八三年)の完全失業率は、月平均で二・六%(八二年は二・四%)、百五十六万人(八二年は百三十六万人)を政府統計ですら記録し、第二次大戦敗戦直後を除く戦後最悪となっています。しかも、民間職場での「第二次減量合理化」は今が最中であり、公務員や国鉄など公労協の職場で吹き荒れている「行政改革」合理化はスタートしたばかりなのです。配転合理化や雇用問題は、さらに深刻化するのみです。

さらに、日東タイヤ資本による指名配転・解雇がそうであったし、今年三月十七日の国労東京駅分会末永書記長に対する指名配転・解雇がそうであるように、資本・当局は、配転攻撃を職場闘争つぶしの活動家排除や労務管理の手段として多用してきています。日本の独占資本や自民党政府は、「行政改革」の一環として総評労働運動つぶしをねらっており、官公労職場での活動家への指名配転攻撃は、これから本格化するでしょう。私たちは、これを迎え撃てる意志統一・体制づくりを早急につくり上げねばなりません。

なお、「配転」という言葉を、私たち日東タイヤ闘争委員会の場では、「出向」「長期出張」「応援」と呼ばれるものも含めた広範囲な用語として使い合っていることを、お互

いに確認しておきたいと考えます。

民間第二次減量合理化と配転・首切り

民間職場で進行している第二次減量再編合理化の重要な特徴は、「ロボット化、ME化、OA・FAの導入などといわれる先端技術による職場再編成」(権利問題研究会『84権利白書』)です。そのME(マイクロ・エレクトロニクス)時代と呼ばれる現在、「まず、仕事の仕方が変わる。必要とされる技術が単純作業と管理・保守作業の二極に分化する。慣れにくい中高年者らの配置転換も相次ぐ」(『朝日新聞』三月六日号)こととなります。実際、「技能工のうち過去五年間に仕事の内容が変わった者は五六%、配置転換時に苦勞している者が多い。需要が増加している職種は、自動機オペレーター、プログラマー、保全整備工等である。……今後も職種転換の必要を見込む事務所が二九%、大企業では四〇%を占めている。中高年者の予想される主な配置先としては『技能を生かせる類似職場』を考えている企業が多い。このような職場転換に関連して、変化に対する適応力への要請は今後ますます強まるものと見込まれる」との政府関係機関の調査(八二年三月)結果が報告されています。

こうして民間段階では、素材型産業部門の大規模な省力化投資の進行、電機・精密機械産業などでの急速なME化となっており、この再編成のなかで、一方では技術専門労働力としての男子を中心とする男子幹部層(正規社員)と、他方で兵卒労働力としての婦人パートタイマーという構造となってきました。しかも、この男子技能労働者は、多能工としての能力を要請されています。

他方、配転がより広く深く民間労働者におしよせることとなります。生産性労使会議の八三年調査によれば、次のような点が明らかとなっています。

「生産性労使会議がまとめた転勤・転勤者対策調査によれば、企業が『人的資源の有効活用』という視点から、転勤はホワイトカラーだけでなくブルーカラーにもおよび、転勤を積極化かつ広域化していく実態を明らかにしている。最近数年間の転勤者数は、平均四・九%で大企業(六・三%)ほど増加傾向にある。転勤の理由として、①営業販売部門の充実強化六一・一%、②企業内訓練の一環としての人材育成四三・三%、③要員の充実三九・八%(複数回答)とつづく。転勤候補者の選定基準では、あくまで仕事本位二四・八%で、本人希望を十分配慮は三・五%にすぎない。転勤は住宅や子供の教育問題など、労働者の家族へ大きな負担と犠牲を強いる。今後転勤の増加を見越している企業は四六・九%もある」(月刊『労働組合』八四年二月号より)。

本人希望の十分配慮は、わずかに三・五%です。ここには、労働者を「人的資源」というモノとしかみない資本の本性が示されているし、本来なら資本と対決して労働者を守るべき労働組合が、その役割を果たしていないことを語っています。職場からの団結づくりが問われているのです。

主な配転・首切りの事例

昨年から商業紙に掲載された主な配転・首切り合理化は次のようになっていきます。

△六月▽三井アルミが、人員一〇%削減(一三〇人希望退職)。新日鉄一三五人、日本鋼

管二〇〇人がそれぞれ日産、いすゞへ三ヶ月間出向。八月、川鉄、三年間で四千人削減へ（自然減二千人、配転二千人）。八月、神戸製鋼、全従業員の一五%にあたる三千人を八五年度末までに削減へ（自然減一千二百人、配転一千八百人）。本田技研、バイク二〇%減産で四五〇人を四輪部門へ配転。十一月、合同製鉄東京製造所閉鎖二五〇人の希望退職者募集、三二〇人を大阪・姫路へ配転。東洋ゴム、タイヤ部門の四五〇人削減、当面二五〇人配転、八四年三月から九月にさらに二〇〇人削減。

今年にはいってジャパンラインでの六〇〇人削減などが報じられています。これらに目立つのは、素材産業部門（鉄鋼）での大規模な人員削減であり、今年一月には、新日鉄が二五〇〇人の大合理化を提示しました。

「今年一月三日、新日鉄は新日鉄労連に合理化案を提示した。七八年の第一次、八二年の第二次につぐこの第三次合理化案は、釜石製鉄所の高炉二基のうち一基とコークス炉、広畑（兵庫）、室蘭（北海道）の大型形鋼工場、堺（大阪）の熱延工場の休止を含む大規模なもの。鉄の需要減に対応し、現行の六割操業の粗鋼生産（年間二千七百万ト）でも黒字が出せる企業体質へ転換するため、収益性生産性の低い部門を切り捨てるのが狙いだ」（『社会新報』三月二〇日号）というもので、「合計二千四、五百人の労働力が浮く。これらは解雇せず、六九年度の定年退職者二千五百人の補充をしないでやりくりする予定で、合理化の影響を受けない製鉄所などへの配置転換がおこなわれよう」（『朝日』一月二三日）と報じられています。

配転は首切りだ

このような配転・首切り合理化の下で、労働者の生活・権利・健康・生命が奪われ続けていることはいうまでもありません。この頂点が、今年一月一八日の三池炭鉱有明鉱火災であり、生産第一の保守サボにより、八三名の生命を奪われ、一六名が一酸化炭素中毒におかされたのです。

マスクなどに報じられた労働者の悲痛な声だけでも次のようになっていきます。

まず、先に書いた合同製鉄の場合。二五〇人の「希望」退職募集に対して三九〇人が応募したが、その実態は、「平均年齢四五・六歳。電炉製鉄しか知らない人たちにとって、慣れない土地で新しい仕事に就くことは、工場閉鎖より不安なことだ。住宅ローンで買ったばかりのマイホームもある。病弱な妻、高校入試を控えた長男に『とても転勤はいい出せない。東京で何とかもう一度』という職員もいる」（『朝日』三月十六日号）と報じられている。募集人員を上まわる「希望」者は、東京から大阪や姫路への配転に応じきれないことも背景としてあり、退職に追い込まれた労働者がいかに多いかを示しているのです。

「私（五二歳）は、この製鉄所に入社して三十数年になり、現在の職種（薄板の品質管理、試験、分析）に変わって約二年になります。この仕事に変わるまで約三〇年間、ボーイマンとしてこの道一筋にやってきましたが、会社の合理化のため元の職種が廃止され、現在の仕事に変わりました。年をとってからの職務変更にはかなり抵抗感がありました。働かないと食べていけないために配置換えに応じました。外からみていて単調そうに見える現職も一歩中に入ってみると決してそうではなく、慣れるためにかなりの努力が要求さ

れました。高齢で職種が変わると、①メガネが必要、②一度、二度と習ったことをすぐ忘れる、③体が重くなり、若い人と同じようについてゆけない、④口先だけはさかしくなる」

——これは政府関係機関調査報告書に掲載されていたものです。つまり、配転は、同時に職務の転換を伴ってくるし、ME化ではなおさらです。これに高齢者が適応するのはたいへんであり、なおかつ、高齢者ほど大きな配転にぶつかります。電機労連の調査では、「男子の場合、同一事業所内での配転は三九歳以下の層が圧倒的に多く、配転者全体の七〇%、四〇歳以上は八%から十三%前後（残りは女子）にとどまることが、他事業所への転出となると、四十歳以上は約二二%に増え、他社への出向ではこれが三〇%を超えている」のです。

さらに婦人労働者への犠牲の強要があります。前ページの新聞記事は『朝日』の三月一四日号に掲載されたものですが、配転が首切りであり、同時に、婦人労働者に端的に現れることを教えています。さらに婦人労働者は、いつでも首を切れる低賃金労働者としてパート労働に駆り出されています。総評主婦の会のアンケート調査によれば、「女子のパートタイマーが総パートタイマーの七〇%以上を占め、女子総労働の二〇%以上、年々増加傾向にあって、現在では四、五百万人にも達している。この女子パートタイマーの平均年齢は四一歳、平均勤続年数は三・四年で、賃金は時間給で四百七十六円、月収にして五万九千九百七十六円になっている。また、その労働時間も一日平均六時間で、六時間以上のところも四割近くもあり、フルタイマーとほとんど変わらない労働時間で、同じ仕事をしているのが大部分」です。平均勤続年数が三・四年とは、まさに、婦人パート労働者が恒常的な首切り対象労働者であることを示しています。

新日砂電機の名古屋工場閉鎖が昨年十二月に強行されましたが、資本の最終提案は「社員は全員本社に配転させて雇用は守る。しかし、パートだけは全員クビ」というものでした。この工場の労働者八三名中、パート労働者は六一名を占めていたのです。この首切合理化に対し、一一名のパート労働者と、本社への強制配転を拒否し解雇された社員二名は「新日砂パート・社員労働組合」を結成し、解雇撤回闘争を進めています。

いま労働基準法の実質的改悪として、「男女雇用平等法」「パート労働法」「人材派遣事業法」の制定を独占資本・自民党政府は策しています。これらは、婦人労働者の雇用・労働条件をさらに切り下げるものだし、それを通じて労働者全体をさらに資本・当局の搾取と支配の下におこうとするものなのです。(つづく)

岩下武夫著 (社会通信社刊)

「ソ連脅威論」の虚構

好評発売中！ B6版 二百頁

各単産定期大会日程

- 総評 七月二四日～二七日 東京・厚生年金会館
- 自治労 八月二日～二五日 札幌市・真駒内公園 屋内競技場
- 電通労連 八月二日～三日 東京・中央公会堂
- 国労 八月二〇日～二三日 伊東市・観光会館
- 全通 七月一〇日～一三日 高知市・県民文化会館
- 国公労連 八月二九日～三一日 農林年金会館
- 動労 七月一七日～二〇日 秋田市・県民会館
- 全林野 七月一七日～二〇日 旭川市・旭川プリンスホテル
- 全農林 七月一八日～二〇日 淡路島・州本市民会館
- 都市交 七月一日～二日 松本・浅間温泉・文化会館
- 全専売 九月四日～七日 兵庫県・宝塚
- 全水道 七月一八日～二〇日 栃木県・鬼怒川温泉
- 全開発 九月下旬 札幌市内
- 全駐労 七月二一日～二二日 専会館(予定)
- 全印刷 九月下旬 全印刷会館
- 大蔵職組 葵会館(予定)
- 全日通 七月一八日～二〇日 伊東市・観光会館
- 日本医労協 七月一七日～二〇日 石川県・山中温泉(予定)
- 全日自労 八月二五日～二七日 定山溪ホテル
- 全国一般 七月下～八月上旬
- 新聞労連 七月一九日～二一日 総評会館ホール
- 炭労 七月一日～一三日 池之端文化センター
- 鉄弘労 九月下旬
- 全港湾 九月一日～一三日 鹿児島市・城山ホテル
- 紙パ労連 七月一日～一三日 伊香保温泉・「天坊」
- 政労協 七月三一日～八月二日 労音会館
- 日放労 一〇月上旬(東京都内)
- 運輸一般 九月二日～四日
- 全印総連 七月八日～一〇日 石川県・山代温泉「雄山閣」
- 全造船機械 九月下旬
- ホテル労連 八月二八日～二九日 池之端文化センター
- 電機労連 七月四日～六日
- 農協労連 七月二四日～二七日
- 私鉄総連 七月一八日～二〇日 松島町・中央公民館
- 全国金属 八月二七日～二九日 鬼怒川温泉・グリーンパレスホテル
- 鉄鋼労連 九月一九日～二一日(東京都内)
- 台化労連 七月一七日～一九日 定山溪グランドホテル